

睦沢町建設工事に係る電子入札による一般競争入札の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、睦沢町が発注する建設工事において実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による一般競争入札について、電子入札により実施することに関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 睦沢町が発注する設計額5千万円以上の工事とする。

(入札参加者の資格要件)

第3条 入札参加者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札参加者は、睦沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、特定建設業許可を有し、千葉県又は睦沢町から指名停止措置を、当該工事の公告日から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受け2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法(昭和27年法律第172号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者は、入札に参加できないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事の種類又は性質により、入札に参加する者の資格要件を定めたときは、当該資格を有するものでなければならない。

(当該工事の資格要件の決定)

第4条 当該工事の資格要件は、睦沢町建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、町長が決定するものとする。

2 工事等の施行に関する事務を分掌する課長(以下「主務課長」という。)は、様式第1号により一般競争入札参加資格要件等設定資料を作成し、審査会に提出しなければならない。

(当該工事の公告)

第5条 入札に関する事務を分掌する課長(以下「主管課長」という。)は、前条の規定により資格要件が決定したときは、自治令第167条の6及び睦沢町財務規則(昭和59年睦沢町規則第4号)第126条の規定により、当該工事の一般競争入札実施の公告について、様式第2号に準じてちば電子調達システム内の入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)への掲載により公告を行うものとする。

(資格確認申請)

第6条 当該工事の入札に参加を希望する者は、様式第3号による一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な添付資料(以下「資格確認資料」という。)を公告で定められた方法により、申請期限までに提出しなければならない。

(設計図書等の縦覧及び有償配付)

第7条 主管課長は、公告後速やかに、当該工事に係る契約書(案)、電子入札約款、設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)を入札情報サービスにより公表を行うも

のとする。

- 2 設計図書等は、公告日以降、入札参加希望者に有償により配布できるものとする。
- 3 入札参加希望者は、設計図書等について質問がある場合は、様式第4号質問書の提出により、質問を行うことができるものとする。

(入札参加資格の確認及び決定)

第8条 主管課長は、提出された資格確認資料に基づき、様式第5号により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成し、資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 入札参加者は、第3条に規定する公告の入札参加条件を満たした者全員とする。ただし、申請書を受理した日から入札日までの間、公告した入札参加条件を満たさない事実があった場合等、特別な事由があるときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。

(確認結果の通知)

第9条 主管課長は、前条の規定により、入札参加資格の有無について決定したときは、申請期限日から原則として15日以内に一般競争入札参加資格確認結果通知書(電子調達システム)により通知するものとする。ただし、紙入札業者として資格確認資料を提出した場合は、様式第6号により一般競争入札参加資格確認結果通知を行うものとする。

(無資格者への理由説明)

第10条 前条の規定により、資格がないと通知された者のうち異議ある者は、通知の日から3日以内に書面をもって主管課長に説明を求めることができるものとする。

- 2 主管課長は、前項の説明を求められた場合は、説明を求められた日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(秘密の保持)

第11条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還せず、また、公表しないものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果は、契約締結後に入札情報サービスにより公表するとともに、契約担当課において閲覧に供する。

(その他)

第13条 落札者の決定後、契約締結までに当該落札者が入札参加に必要な資格を満たさなくなった場合は、当該契約を締結しないことがある。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月 1日から施行する。